

## 議案第16号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する土地使用料の未払による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

甲 八頭郡八頭町 個人

乙 八頭郡八頭町 個人

#### 2 和解の要旨

県は、和解の相手方に対し、平成19年4月1日から平成21年3月25日までの間の土地使用料相当額及びこれに係る遅延利息相当額の損害賠償金の支払義務があることを認め、16,897円を甲に、4,933円を乙に、それぞれ支払うものとする。

#### 3 事件の概要

(1) 事件の発生日

平成19年4月1日

(2) 事件の発生場所

八頭郡八頭町花原地内

(3) 事件の内容

県が平成15～18年度花原地区急傾斜地崩壊防止工事の工事用道路として和解の相手方甲及び乙から借受し、盛土して使用していた土地の原状回復を怠ったことに係る損害賠償の責任について、契約期間満了後から県が原状回復措置を行うまでの間の土地使用料相当額及びこれに係る遅延利息相当額を支払うことで和解しようとするものである。